

岩手県告示第 827 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 19 年 12 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 29 日

2 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 For With In 設計事務所
- (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市神子田町一丁目 20 番 C-6
- (3) 代表者の氏名 西倉勝
- (4) 許可番号 無

3 処分の内容 営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- (2) 期間 平成 19 年 12 月 10 日から同年 12 月 12 日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

2 に掲げる者は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む者であるが、建設業法施行令で定める軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負った。

このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号に該当する。